



2025年度 令和7年度

年金のしおり



東京都職員共済組合

受給者になられた皆様へ

ご請求のありました年金につきまして、「年金証書・年金決定通知書」のとおり決定されました。

この「年金のしおり」は、これから受給される年金や、必要な手続き等について説明しています。年金を受給される方をはじめ、ご家族の方もお読みいただき、手続きなどをされる際にご活用いただければ幸いです。

令和7年4月

東京都職員共済組合

- ・「年金証書・年金決定通知書」と「年金のしおり」は、大切に保管していただきますようお願いします。
- ・このしおりは、令和7年4月現在の年金制度や年金額等をもとに作成しています。

❖❖❖ 目 次 ❖❖❖

年金証書等の説明と見方.....	2
------------------	---

はじめに

年金カレンダー.....	6
年金の支払いについて.....	7
公的年金制度と被用者年金一元化.....	8

年金について

老齢給付.....	14
障害給付.....	26
遺族給付.....	30

こんなときには手続きを

手続き一覧.....	36
各種年金共通の手続き.....	38
老齢給付に関する手続き.....	46
障害給付に関する手続き.....	52
遺族給付に関する手続き.....	54

ご案内

税金・国民年金などのご案内.....	56
年金相談.....	60
都共済ホームページのご案内.....	61

年金証書等の説明と見方

年金証書・年金決定通知書

東京都職員共済組合

年金証書

年金の種類

年金証書記号番号

基礎年金番号

年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日

年 月 日

東京都受給生年月日

令和 年 月 日

年 金 額

円

により、上記の年金を決定したことを認めます。

令和 年 月 日

東京都職員共済組合理事長

印

年金決定通知書

1. 年金の種類等

2. 決定年金額

円

3. 年金の内訳

支払開始年月	報酬比例部分の額	定額部分の額又は経過的加算額	加給年金額	長の特例加算額	繰下げ加算額
令和 年 月	円	円	円	円	円
支給停止事由	支給停止額	支給年金額	円		

4. 平均標準報酬額等の内訳

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計	平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬月額
月	月	月	円	円

5. 加給年金額対象者等の内訳

配偶者	区分	子
無		人

東京都職員共済組合

上記のとおり年金を決定しましたので通知します。

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、その趣旨及び理由を付して、東京都職員共済組合審査会にて審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日から6か月以内に東京都職員共済組合を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。

令和 年 月 日

東京都職員共済組合理事長

印

年金額が改定された場合や支給停止額・支給年金額が変更になった場合は、その都度年金額・支給額変更通知書が送付されます。

- ① 決定された年金の名称です。(〇〇厚生年金、〇〇共済年金など)
- ② 東京都職員共済組合の年金の番号です。「8596」から始まる番号で、お問い合わせの際はこの番号をお伝えください。
- ③ 日本年金機構が付番した公的年金制度での共通の番号です。
- ④ 受給権発生年月日は以下の通りです。
 - ・ 老齢給付：年金を受給できる年齢（P16）となった誕生日の前日
 - ・ 障害給付：障害認定日もしくは年金請求書の受付日
 - ・ 遺族給付：お亡くなりになった日
 ※本しおり文中では、「受給権発生日」と表記しています。
- ⑤ 退職一時金の返還がある場合は、この欄に退職一時金の返還金額が記載されます。
- ⑥ 記載された年月分から年金が支給されます。
- ⑦ 年金額の内訳です。報酬比例部分、定額部分、経過的加算額、加給年金額の説明は、P15、P17をご覧ください。共済年金の場合は、「報酬比例部分の額」の欄に「厚生年金相当部分の額」、「職域年金相当部分（※）の額」が入ります。
 - ※本しおり文中では、「職域部分」と表記しています。
- ⑧ 支給停止がある場合、支給停止となる事由のコードです。コードの説明は証書裏面をご覧ください。
- ⑨ ⑧の支給停止事由による支給停止額です。
- ⑩ ⑨の支給停止額を差し引いた、支給される年金額です。
- ⑪ 年金の算定のもととなる組合員期間（P12）と平均標準報酬月額・平均標準報酬額（共済年金の場合は平均給料月額・平均給与月額）です。
 - ・ 平均標準報酬月額：平成15年3月までの標準報酬月額を再評価したものの平均値
 - ・ 平均標準報酬額：平成15年4月以降の標準報酬月額と標準賞与額を再評価したものの平均値
- ⑫ 障害厚生年金、遺族厚生年金で、他の実施機関（日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団）の厚生年金加入期間もあわせて決定している場合、この欄に中間額（それぞれの実施機関における金額）を表示しています。
- ⑬ 加給年金額対象者である配偶者の有無や子の数などを表示しています。「区分」や「遺族加算区分」と印字されている場合について、それぞれのコードの説明は証書裏面をご覧ください。
- ⑭ 障害厚生年金（障害共済年金）の場合、この欄にその年金の障害等級や次回診断書提出年月などが記載されます。診断書種類のコードの説明は証書裏面をご覧ください。

年金支払通知書（はがき）

年1回（6月）と、支払額や振込先に変更があったときに送付されます。（2月、4月の端数調整（5円以下）のみの場合を除く。）

年金の種類ごと（厚生年金（もしくは共済年金）、共済年金（経過的職域）、年金払い退職給付）の支払明細となっています。

年金支払通知書									
① 振込先		共済銀行 〇〇支店		振込先		共済銀行 〇〇支店		振込先	
厚生年金・共済年金		支払明細 (円)		共済年金(経過的職域)		支払明細 (円)		年金払い退職等給付	
支	当期支給額	②	80,450	支	当期支給額	10,700	支	当期支給額	
給	支給差額			給	支給差額		給	支給差額	
②	一時金返還額	③		一時金返還額					
額	差引支給額(A)		80,450	差引支給額(A)	10,700		差引支給額(A)		
	所得税		4,200	所得税	500				
控									
除									
③		④							
額	計	⑤	42,000	計	500		計		
	⑥			⑥			⑥		
④	差引支払額(A-⑥+⑦)		76,250	差引支払額(A-⑥+⑦)	10,200		差引支払額(A-⑥+⑦)		
備 ⑤ 考 年金証書記号番号 85960099999999 - 金融機関の変更、電話番号の変更及び受給権者の死亡等が生じたときは、すみやかにご連絡下さい。 - ご連絡又はお問い合わせは、表面の所までお願いします。その際には、年金証書記号番号を必ずお知らせ下さい。 ④の差引支払額が複数ある場合は、その合計が支払額になります。 本通知書は、年1回（6月）と支払額や振込先に変更があったときに送付されます。（2月、4月は5円以下を除く） 年 月 日									

- ① 振込先の金融機関名、支店名が記載されます。
- ② 支給期ごと（2か月分）の金額（新規決定等の場合、遡及分も含む）
- ③ 退職一時金がある場合の支給期ごとの返還額
- ④ 所得税などの控除額がある場合、こちらに表示されます。
- ⑤ 支給額から所得税等を控除した、当該支給期の支払額（実際に金融機関に振り込まれる額）

はじめに

年金カレンダー
年金の支払いについて
公的年金制度と被用者年金一元化

年金カレンダー

例年のスケジュール

月 日	事 項
1 月 中旬	「源泉徴収票（前年分）」郵送
2 月 上旬	「ねんきんだより 2 月号」郵送
15 日（※）	2 月定期支払（12 月分・1 月分）
3 月	
4 月 15 日（※）	4 月定期支払（2 月分・3 月分）
5 月	
6 月 上旬	「ねんきんだより 6 月号」郵送
中旬	「年金支払通知書」郵送（注）
15 日（※）	6 月定期支払（4 月分・5 月分）
7 月	
8 月 15 日（※）	8 月定期支払（6 月分・7 月分）
9 月～10 月	「扶養親族等申告書（翌年分）」郵送＜要提出＞ （障害給付・遺族給付を除く。）
10 月 上旬	「ねんきんだより 10 月号」郵送
15 日（※）	10 月定期支払（8 月分・9 月分）
11 月	
12 月 15 日（※）	12 月定期支払（10 月分・11 月分）



※年金支給日は偶数月の15日ですが、15日が金融機関の休業日のときは、前営業日になります。
 例えば、15日が日曜日のときは、13日になります。
 年金支払通知書は、毎年1回、6月に送付します。
 （注）ただし支払額や振込先に変更があった場合は、その都度お送りします。

年金の支払いについて

年金の支給期間

年金の支給期間は、その給付事由が生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月分までになります。

年金の支払月

年金の支払月は、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。各支払月の15日（金融機関の休業日のときは、前営業日）に、前月と前々月の2か月分をお支払いいたします。（定期支払）



初回の支払いについて

年金が決定したら、年金の給付事由が生じた月の翌月分から直近の定期支払分までをまとめてお支払いいたします。年金決定のタイミングにより、奇数月でも支払われる場合があります。

年金の支払方法

事前に指定された金融機関にお振り込みいたします。



年金支払いにおける端数の処理

年金の支払いは、決定した年金額（年額）を年6回に分けて行うため、1回の支払額に1円未満の端数が生じる場合があります。その端数金額については、法律に基づいて2月定期支払の際に加算してお支払いいたします。

公的年金制度と被用者年金一元化

年金のしくみ

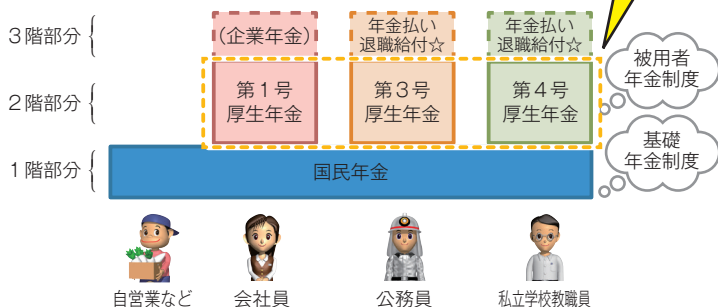
公的年金制度は、基礎年金制度と被用者年金制度に分けられます。

平成27年10月に被用者年金制度一元化により共済年金は厚生年金に統一されました。

【一元化前】



【一元化後】



☆3階部分である共済年金独自の「職域部分」は廃止され、平成27年10月から新たに「年金払い退職給付」が設けられました。なお平成27年9月までの組合員期間については、経過措置として職域部分の年金が支給されます。

年金の種類

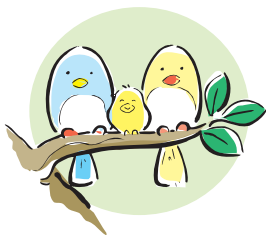
年金の種類は以下の3種類に分けられます。

種 類		説 明
老齢給付	老齢厚生年金	一定の年齢から受給する年金
	退職共済年金	
	老齢基礎年金	
障害給付	障害厚生年金	一定の障害の状態になったときに受給する年金
	障害共済年金	
	障害基礎年金	
遺族給付	遺族厚生年金	組合員や年金受給者等が死亡したときに遺族が受給する年金
	遺族共済年金	
	遺族基礎年金	

※被用者年金である黄色に塗られた部分の年金を、東京都職員共済組合で決定します。

また、本しおりで「老齢給付」「障害給付」「遺族給付」という場合、主に被用者年金である黄色に塗られた部分のことを指します。

なお、受給権発生日によって受給する年金が異なります。(P10「受給権発生日によって受給する年金が異なります」参照)



受給権発生日によって受給する年金が異なります

受給権発生日^(※)が被用者年金一元化の前か後かで、受給する年金が次のようになります。

老齢給付

① 受給権発生日：H27.9.30まで

職域部分
退職共済年金 報酬比例部分

② 受給権発生日：H27.10.1以降
(H27.9以前に退職の場合)

退職共済年金 (経過的職域)
老齢厚生年金 報酬比例部分

③ 受給権発生日：H27.10.1以降
(H27.10以降に退職の場合)

退職共済年金 (経過的職域)	退職年金 (年金払い退職給付)
老齢厚生年金 報酬比例部分	

退職共済年金(経過的職域)は、平成27年9月までの組合員期間に対し支給されます。退職年金(年金払い退職給付)は、平成27年10月以降の組合員期間に対し支給されます。(支給開始は退職後65歳)以上で退職していること

障害給付

① 受給権発生日：H27.9.30まで

職域部分
障害共済年金 報酬比例部分

② 受給権発生日：H27.10.1以降
(初診日がH27.9以前の場合)

障害共済年金 (経過的職域)
障害厚生年金 報酬比例部分

③ 受給権発生日：H27.10.1以降
(初診日がH27.10以降の場合)

公務障害年金 (年金払い退職給付)
障害厚生年金 報酬比例部分

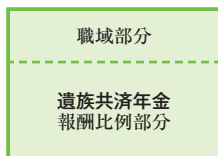
障害共済年金(経過的職域)は、平成27年9月までの組合員期間に対し支給されます。公務障害年金(年金払い退職給付)は、公務障害により1級から3級の障害等級に該当する場合に支給されます。(通勤災害は対象となりません。)

※受給権発生日は年金証書に記載があります。(P2「年金証書等の説明と見方」参照)

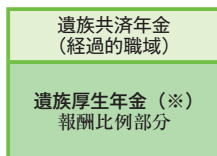
遺族給付

①

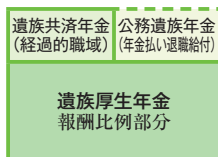
受給権発生日：H27.9.30まで



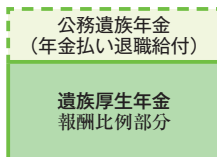
②

受給権発生日：H27.10.1以降
(H27.9以前に退職の場合)

③

受給権発生日：H27.10.1以降
(H27.10以降に退職の場合)

④

受給権発生日：H27.10.1以降
(採用、退職ともにH27.10以降のみの場合)

遺族共済年金(経過的職域)は平成27年9月までの組合員期間に対し支給されます。
公務遺族年金(年金払い退職給付)は、公務障害により死亡された場合に支給されます。
(通勤災害は対象となりません。)公務遺族年金(年金払い退職給付)と遺族共済年金(経過的職域)は併給できません。
※昭和37年11月以前の公務員期間がある方は、「遺族共済年金」となります。(P31参照)

一元化後に受給権が発生する年金は、ほとんどの方が年金証書2枚になります。

図表のとおり、平成27年10月以降に受給権が発生する年金は、例えば「老齢厚生年金」「退職共済年金(経過的職域)」のように2つとなり、年金証書も2種類発行されることがほとんどです。

2つの年金額の合算が、ご自身の受け取る金額となります。

(各給付の①の場合は、年金証書は1枚です。)

一元化前に受給権が発生する年金について

図表のとおり、平成27年9月以前に受給権が発生する年金は、「退職共済年金」「遺族共済年金」「障害共済年金」として決定します。

ただし、平成27年10月以降の在職中の年金支給等は厚生年金の制度にそろえることになっています。

次の章以降における用語・略語の説明

- 都共済組合：東京都職員共済組合のことを指します。
- 組合員期間：都や区、東京消防庁等に一般組合員として採用されてから退職するまでの期間。公務員の前歴がある場合は前歴との合計期間。70歳以降も組合員である方の場合は、70歳までの期間になります。（年金払い退職給付を除く）
- 再任用フルタイム勤務：常時勤務を要する職の再任用職員。組合員期間となり、第3号厚生年金被保険者となる方
- 再任用短時間勤務：短時間勤務の職の再任用職員。長期給付の組合員期間とならず、第1号厚生年金被保険者となる方
- 子・孫：例外（P41未支給年金の受給者）を除き、次のいずれかを指します。
 - ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方で、現に婚姻していない方
 - ・20歳未満で障害の程度が1級または2級の状態で、現に婚姻していない方
- 都共済組合員に加入となる組合・団体等
 - 特別区人事・厚生事務組合
 - 特別区競馬組合
 - 臨海部広域斎場組合
 - 東京二十三区清掃一部事務組合
 - 東京都後期高齢者医療広域連合
 - (地独)東京都立産業技術研究センター
 - (地独)東京都健康長寿医療センター
 - (地独)東京都立病院機構

年金について

老齢給付

障害給付

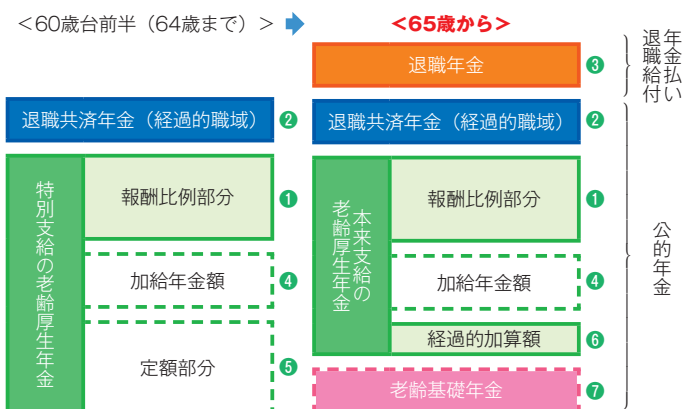
遺族給付

老齢給付

老齢給付のしくみ

老齢給付の受給のしくみは下図のとおりです。（老齢厚生年金の場合）

特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年齢は生年月日により異なります。（P16「受給できる年齢」参照）



①報酬比例部分

保険料等の基礎となる平均標準報酬額（平均標準報酬月額）と組合員期間（P12）により計算されます。

②退職共済年金（経過的職域）

平成27年9月30日までの組合員期間に応じた額が支給されます。

③退職年金

平成27年10月1日以降の組合員期間に応じた額が支給されます。

退職している方に支給されます。（P12記載の組合員期間として在職の場合は支給されません。ただし、再任用短

時間職員、会計年度任用職員（フルタイム以外）は除く。

半分は有期年金（10年、20年を選択。有期年金に代えて一時金での受給も可）、半分は終身年金です。

本人の申し出により、一定の繰上げ、繰下げも可能です。

④加給年金額

組合員期間と他の被用者年金期間の合計が20年以上ある方（退職共済年金の場合は共済の組合員期間のみ）に、加給年金額対象者（P17）がいるときに加算されます。

特別支給の老齢厚生年金の場合は、⑤定額部分が加算されていないと、加給年金額も加算されません。

⑤定額部分

定額部分は、障害者特例（P17）または長期在職者特例（P17）に該当する方に支給されます。

本来65歳から受給する「老齢基礎年金」相当額（組合員期間分）が、65歳になるまでの間、定額部分として特例的に「特別支給の老齢厚生年金」に加算されます。

⑥経過的加算額

組合員期間について受け取れる老齢基礎年金額と、定額部分に相当する額に差が生じた場合は「経過的加算額」として「本来支給の老齢厚生年金」に加算されます。（定額部分が加算されない場合でも、老齢基礎年金の計算の基礎とならない20歳前や60歳以後の組合員期間（480月を上限）に係る加算額として支給されます。）

⑦老齢基礎年金

日本年金機構で算定します。



退職共済年金の場合は、以下のように読み替えてください。

「特別支給の老齢厚生年金」

→「特別支給の退職共済年金」

「本来支給の老齢厚生年金」

→「本来支給の退職共済年金」

「退職共済年金（経過的職域）」

→「退職共済年金の職域部分」



受給権発生年齢時には退職共済年金であっても、平成27年10月2日以降に65歳を迎えられる方は、65歳からの支給は、本来支給の老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域）に変わります。

受給できる年齢

本来支給の老齢厚生年金の受給権発生年齢は65歳です。ただし、以下の生年月日の方は、65歳前に特別支給の老齢厚生年金（※1）が受給でき、受給権発生年齢は下表のとおりとなります。

生年月日（一般組合員）	生年月日（特定消防組合員） （※2）	受給権発生年齢
～昭和28.4.1	～昭和34.4.1	60歳
昭和28.4.2～昭和30.4.1	昭和34.4.2～昭和36.4.1	61歳
昭和30.4.2～昭和32.4.1	昭和36.4.2～昭和38.4.1	62歳
昭和32.4.2～昭和34.4.1	昭和38.4.2～昭和40.4.1	63歳
昭和34.4.2～昭和36.4.1	昭和40.4.2～昭和42.4.1	64歳
昭和36.4.2～（※3）	昭和42.4.2～（※3）	65歳

- ※1 一般組合員は昭和29.10.1以前、特定消防組合員は昭和30.10.1以前の生まれの方は、一元化前の「特別支給の退職共済年金」です。
- ※2 受給権発生年齢または退職日まで、引き続き20年以上消防司令以下の階級で在職した消防職員の方です。
- ※3 これらの生年月日の方は、当初から本来支給の老齢厚生年金を受給します。（特別支給の老齢厚生年金は支給されません）

老齢給付の特例

次に該当すると、64歳までの特別支給の老齢厚生年金（特別支給の給付による退職共済年金）に「定額部分」「加給年金額」が加算されます。（加給年金額は要件を満たす場合のみ）

障害者特例

傷病により障害の状態（※）にあり、請求があったとき（障害者特例は、厚生年金加入中は請求できません）

※障害の程度が厚生年金保険法に定める障害等級1～3級であり、その傷病の初診日から1年6か月を経過しているか、症状が固定していること。

※ただし、障害年金の受給権がある方は、特別支給の老齢年金の受給権発生時に遡り適用されます。

長期在職者特例

退職者で、組合員期間が44年（528月）以上あるとき（他の被用者年金期間を通算することはできません）



障害者特例や長期在職者特例を既に適用されている方が厚生年金（P 8「年金のしくみ」参照）に加入した場合は、定額部分と加給年金額は**支給停止**となります。

加給年金額

加給年金額は、被用者年金期間が20年以上（※1）あり、65歳の誕生日の前日（本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日）または「定額部分」が支給される時点で、その方の収入により生計を維持されている（※2）加給年金額対象者がいる場合に加算されます。

※1 2種類以上の被用者年金期間がある場合は、原則加入期間が長い年金に加算されます。

※2 生計を共にしている方で、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円未満であると認められる方

加給年金額対象者

・65歳未満の配偶者

- ・ 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子
- ・ 障害等級が1級または2級の状態にある20歳未満の子

加給年金額の支給停止と終了

加給年金額の支給停止

加給年金額の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは、加給年金額が支給停止となります。

- ・ 被用者年金加入期間の合計が20年以上（20年以上とみなされるものを含む。）ある老齢厚生年金等の受給権を有することになった時
- ・ 障害共済年金、障害厚生年金、障害基礎年金など障害を事由とした年金を受給することになったとき（支給が停止されているときを除く）



年金受給権者の年金が在職などで全額支給停止の場合は、加給年金額も支給停止となります。

経過措置

令和4年3月分の加給年金が支給されている者であって、以下の要件を満たす者には、令和4年4月以降も引き続き加給年金額を支給します。

- ・ 配偶者が240月以上の老齢厚生年金の受給権を有している。
- ・ 配偶者の老齢厚生年金が在職又は雇用保険法の規定による全額停止（令和4年3月分）である。

経過措置の終了

- ・ 加給年金額が支給されている年金が、停止事由にかかわらず全額停止の場合
- ・ 配偶者が厚生年金保険法第44条第4項各号の不該当事由に該当した場合
- ・ 配偶者が基本手当の受給終了又は他年金選択に該当した場合

加給年金額の終了

加給年金額の対象者が次に該当したときは、加給年金額を終了します。

- ・配偶者が65歳に達したとき
- ・配偶者または子が死亡したとき
- ・配偶者と離婚したとき
- ・年金受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき

⇒毎年、年金受給権者の方の誕生月の前後に「現況届」用紙をご自宅へ郵送します。これを提出していただくことで生計維持の確認をしています。

- ・子が、他の者の養子となったとき
- ・養子縁組した子と離縁したとき
- ・子が婚姻をしたとき
- ・子が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が経過したとき
- ・障害等級1級・2級の子が、20歳に達したとき など

在職老齢年金

在職老齢年金とは、会社等へ再就職された場合、年金額と賃金に応じて年金の一部または全額が支給停止となる制度です。

対象となる年金

老齢厚生年金 退職共済年金

※一元化前、一元化後、どちらの年金も対象になります。

対 象 者

- ・厚生年金保険の被保険者等

(適用事業所に勤務する70歳以上の方を含む)

- ・民間企業や再任用短時間職員に再就職し、第1号厚生年金に加入
- ・再任用フルタイム職員等として再就職し、第3号厚生年金に加入
- ・公務員として再就職し、第3号厚生年金に加入 (P12参照)

など

- ・国会議員、地方議会議員

在職老齢年金（月額）＝ 基本月額 － 支給停止月額

※実際には、年額で計算して12で除します。

支給停止の計算式

年金（基本月額）と賃金（標準報酬月額＋標準賞与額×1/12）の合計額が基準額を超えた場合に、次の額の年金が支給停止となります。

$$\text{支給停止月額} = \left[\frac{\text{標準報酬月額} + \text{標準賞与額} \times 1/12}{\text{基本月額} - 51\text{万円}^*} \right] \times 1/2$$

※基準額は賃金や物価の変動に応じて毎年見直されます。

在職定時改定

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている65歳以上70歳未満の方が、基準日の9月1日において被保険者であるときは、翌月の10月分の年金額から見直されます。

用語の説明

基本月額

老齢厚生年金額（年額）
退職共済年金額（年額）

から

・ 職域部分
・ 加給年金額
・ 経過的加算額

を差し引いた額の12分の1の額

標準報酬月額

再就職先での、報酬（基本給に通勤手当等の各種手当を加えたもの）の月額に応じて定める厚生年金等の保険料を算定するための基礎となる額

標準賞与額

支給停止の対象となる月以前1年間の賞与総額（賞与の1,000円未満を切り捨てた額の総額（上限：150万／1支給当たり））
例えば、4月に停止される金額を計算する場合は、前年5月から4月（当該月）までとなります。

在職老齢年金Q&A

①再任用フルタイムなど共済組合員である場合、在職老齢年金以外にも年金は停止されるか？

在職老齢年金による停止のほか、退職共済年金（経過的職域）または退職共済年金の職域部分は全額支給停止となります。

②年金や賃金に変更があった場合は停止額が変わるか？

年金の基本月額、標準報酬月額および標準賞与額に変更が生じた場合には、その都度、停止月額の再計算を行います。

再計算により支給停止額が変更になった場合には、「年金額・支給額変更通知書」によりお知らせします。

③都や区を退職後、しばらく働いていなかったけれども、新たに民間企業に就職した場合は、いつから在職老齢年金が適用されるか？

新たに厚生年金被保険者の資格を取得した場合は、翌月から在職老齢年金の適用となります。

例えば、4月に再就職した場合は、4月分は支給停止とはなりません。5月分からは在職老齢年金の支給となるため、支給停止額の計算がされます。

④都や区を3月31日に退職後、4月1日から民間企業に就職した（または再任用短時間勤務になった）場合は、いつから在職老齢年金が適用されるか？

3月31日に退職し、4月1日から民間企業に就職した場合、③と異なり4月分も在職老齢年金の適用となります。

ただし、4月分の在職老齢年金を計算するための標準報酬月額は、資格喪失日の前月（3月）の標準報酬月額となります。

5月分の在職老齢年金を計算するための標準報酬月額は、4月の標準報酬月額となります。

⑤支給停止額の計算の結果、老齢厚生年金が全額停止になったけれども、加給年金額は支給されるか？

支給停止額の計算の結果、全額停止となる場合、加給年金額は支給されません。

⑥都共済組合の老齢厚生年金のほかに日本年金機構の老齢厚生年金もあるけれども、支給停止額はどのように計算されるのか？

老齢給付（老齢厚生年金・退職共済年金）を複数お持ちの場合、全ての老齢給付の額を合計して、支給停止額の計算がされます。各年金の支給停止額は、それぞれの老齢給付の額に応じて按分されます。



在職老齢年金を計算するための年金額や賃金などに関するデータは、年金支給後に関係機関から送付されることもあります。その場合は、さかのぼって支給額の精算が行われます。

その他の支給停止

雇用保険（失業手当等）受給による停止 手続きはP50

老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給すると老齢厚生年金・退職共済年金（退職共済年金は職域相当部分を除く）は支給停止となります。

支給停止期間は、失業給付の認定を受けるためにハローワークに求職の申込みを行った日の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月または所定給付日数分を受け終わった日の属する月までの期間です。



失業給付額と老齢厚生年金（退職共済年金）の停止となる額とを比較して不利にならないようご注意ください。

高年齢雇用継続給付受給による停止

65歳未満で高年齢雇用継続給付を受ける方が、同時に老齢厚生年金を受給する場合は、在職による年金支給停止（在職老齢年金）に加えて、高年齢雇用継続給付を受給することによる調整も受けることになります。

〔高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の加入期間が5年以上あり60歳以上65歳未満の厚生年金被保険者の方で、再就職の賃金が60歳到達時の賃金の75%未満になった場合に支給されるものです。〕

併給調整による支給停止

📄 手続きはP40

一人で複数の種類の年金を受ける権利が発生した場合、「一人一年金の原則」により、一つの年金を選択して受給することとなり、他の年金は支給停止になります。このことを、併給調整といいます。

公的年金には老齢厚生年金、退職共済年金、老齢基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、遺族基礎年金など複数の種類の年金があります。

一つの年金を選択して受給しますが、同一事由の年金であれば複数の年金を受給できるケースもあります。（例：老齢厚生年金と老齢基礎年金など）

また、年金受給権者が65歳になった場合の併給調整の方法など難しいケースもありますので、詳細についてはご相談ください。

給付制限による支給停止

📄 手続きはP43

組合員又は年金受給権者が、禁錮（※）以上の刑に処せられた場合、停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、職域年金相当部分もしくは年金払い退職給付の一部もしくは全額が一定期間停止することがあります。

※ 令和7年6月からは拘禁刑となります。

年金受給権者の申出による支給停止

年金受給権者が申出をしたときは、年金の支給を停止することができます。また、いつでも、将来に向かって申出を撤回することもできます。

ただし、申出により支給停止をされている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなされます。

たとえば、夫婦の一方が自身の老齢厚生年金の支給停止の申し出をしたとしても、他方の老齢厚生年金に加給年金額を加算することはできません。

老齢厚生年金（退職共済年金）の失権

 手続きはP40

老齢厚生年金（退職共済年金）を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅します。

なお、一定の要件に該当する場合、遺族は遺族厚生年金の請求ができます。

65歳以上の老齢厚生年金の繰下げ

65歳から受給する本来支給の老齢厚生年金を65歳から受給せず、66歳以降に繰下げて受給すること（繰下げ受給）ができます。66歳以降に受給する年金は、繰下げた期間に応じた増額率を乗じた額となります。

老齢厚生年金の繰下げは、第3号厚生年金（P 8「年金のしくみ」参照）だけでなく、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げ受給することになります。

なお、障害給付や遺族給付をお持ちの場合、繰下げができないこともあるので、都共済組合までご相談ください。



- 繰下げた期間に在職老齢年金（P19）がある場合、支給停止になる部分は増額の計算対象になりません。



- 本来支給の老齢厚生年金の繰下げを希望して受給しない間は、加給年金額の受給ありません。また、受給を開始する際に、加給年金額については増額の計算対象になりません。

離婚による年金分割

合意分割

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合に当事者間の合意又は裁判手続きにより按分割合を定めたときは、年金を分割することができます。分割は婚姻期間中の「年金計算の基礎となる標準報酬等の額」を按分する方法により行います。

3号分割

組合員又は組合員であった方の配偶者が国民年金第3号被保険者の場合、平成20年4月1日以降の婚姻期間中の「年金計算の基礎となる標準報酬等の額」を、2分の1に分割することができます。この請求は第3号被保険者からの請求により行うことができます。



- 年金分割の請求ができるのは、原則として離婚してから2年以内です。
- すべての被用者年金制度の期間を同時に分割することになります。
- すでに老齢厚生年金等を受給している方は、請求のあった翌月分から年金額が改定されます。
- 分割を受けた方は、ご自身の年金受給要件（年齢や受給資格期間）が満たされた場合に年金を受給できます。そのため分割を受けても年金受給要件を満たさない場合は、年金を受給できません。

障害給付

受給資格

障害厚生年金（障害共済年金）は、組合員期間中（在職中）に病気にかかり、または負傷して、それが原因で一定の障害の状態になったときに受給できる年金です。次の①または②と、一定の保険料納付要件を満たすことが必要です。

①認定日障害

組合員期間中に初診日（その傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、原則初診日から1年6カ月を経過した日（障害認定日）において、一定の障害の状態にあること。

②事後重症

組合員期間中に初診日があり、①認定日障害には該当しないが、その後65歳になるまでの間に、一定の障害の状態になること。（65歳までに請求することが必要です。）

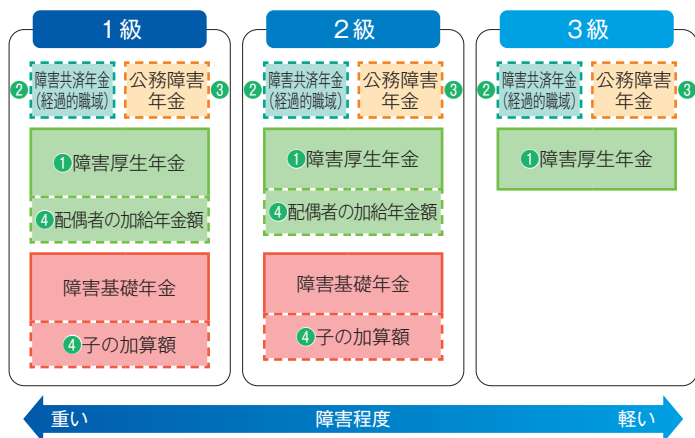
※老齢基礎年金を繰り上げて請求した後は、事後重症などによる障害給付の請求はできません。

障害給付のしくみ

障害厚生年金（障害共済年金）は、障害等級1級から3級まであります。

1級または2級に該当すると、日本年金機構より障害基礎年金（P59）が支給されます。

障害給付のイメージ



①障害厚生年金

保険料等の基礎となる平均標準報酬額（平均標準報酬月額）と障害認定日が属する月までの被用者年金加入期間により計算されます。被用者年金加入期間が300月未満の場合は、300月とみなします。



2つ以上の厚生年金に加入していた場合

障害認定日の属する月までに2種類以上の厚生年金（P 8「年金のしくみ」参照）の被保険者期間をもつ場合、それぞれの期間を合算して、初診日がある実施機関（共済組合等または日本年金機構）において障害厚生年金を決定し、まとめて支給します。

②障害共済年金（経過的職域）

障害厚生年金の受給権者で、初診日が平成27年9月以前にある場合に限り、平成27年9月までの組合員期間を基礎とする障害共済年金（経過的職域）が支給されます。

③公務障害年金（年金払い退職給付）

障害厚生年金の受給権者で、障害の原因が公務によるもの（通勤災害を除く）で、初診日が平成27年10月以降の場合に、公務障害年金（年金払い退職給付）が支給されます。

④加給年金額と子の加算額

障害等級が1級または2級の受給権者に、受給権者によって生計を維持されている（P17）配偶者や子（P12）がいる場合に加算されます。また、受給権を有した後に該当する配偶者、子を有した時も加算されます。（配偶者の加給年金額は、障害厚生年金に、子の加算額は障害基礎年金に加算）

障害の程度が変わった場合

 手続きはP52

障害の程度が増進または減退したときは、年金額を改定します。

定期的な再審査のほか、受給権者からの申し立て（増進改定請求等）により審査します。

なお、障害等級1級または2級に該当したことがない3級の受給権者は、65歳以降の増進改定を請求することはできません。

障害給付の支給停止

在職中の支給停止

平成27年10月より、組合員として在職中であっても障害厚生年金（障害共済年金）を受給できます。ただし、長期給付組合員期間である間は、障害共済年金（経過的職域）、一元化前の障害共済年金の職域部分、公務障害年金（年金払い退職給付）は支給停止です。

なお、退職した場合は、支給停止の解除手続きが必要です。（P53）

障害の状態が良くなったときの停止

障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、その間、障害給付は支給停止となります。

その他の停止

併給調整、給付制限による停止は老齢給付の場合と同じです。(P23参照)

傷病手当金との調整

組合員が公務外の傷病による療養のため勤務ができなくなり給料が支給されなくなったときに給付される傷病手当金は、同一の傷病について障害給付が受給できるようになった場合、受給できなくなります。

ただし、傷病手当金の額が障害給付（障害基礎年金の額を含む。）の額を上回るときは、差額を受給できる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

障害給付の失権

障害厚生年金（障害共済年金）の受給権者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その権利を失います。

- ・死亡したとき

なお、一定の要件に該当する場合、遺族は遺族厚生年金の請求ができます。

- ・障害等級に該当しなくなった日から3年を経過したとき、または障害等級に該当しなくなった者が65歳に達したときのいずれか遅いとき。

遺族給付

受給資格

次のいずれかに該当する場合、遺族に遺族厚生年金（遺族共済年金）が支給されます。

- ①組合員（在職中）が死亡したとき（※1）
- ②組合員だった方が、組合員期間中に初診がある傷病により初診日から5年以内に死亡したとき（※1）
- ③1級または2級に該当する障害の状態にある障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
- ④老齢厚生年金（※2）、退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金の受給権者または組合員期間等（共済組合、厚生年金及び国民年金の期間を合計した期間）が25年以上ある方が死亡したとき

※1 保険料の納付要件があります。

※2 組合員期間等が25年以上あることが必要です。



2つ以上の厚生年金に加入していた方が死亡した場合、①②③の場合は、被用者年金加入期間を合算して共済組合等または日本年金機構（実施機関）が遺族厚生年金を決定し、まとめて支給します。④の場合は、それぞれの実施機関がその期間について決定し、それぞれ支給します。

遺族の範囲と受給の順位

組合員又は組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた下表の方のうち、死亡当時、収入が将来にわたって年額850万円未満であると認められる方が遺族となります。

次の優先順位のうち最も順位の高い方を遺族として決定します。

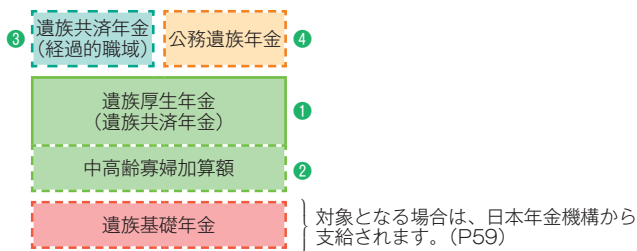
優先順位	1	2	3	4
遺 族	夫・妻・子	父母	孫	祖父母

※組合員又は元組合員の死亡当時、夫・父母・祖父母は55歳以上であること

※子、孫の要件はP12

遺族給付のしくみ

【遺族給付のイメージ】（死亡日がH27.10以降の場合）



①-1 遺族厚生年金

保険料等の基礎となる平均標準報酬額（平均標準報酬月額）と組合員期間により計算されます。

①-2 遺族共済年金

昭和37年12月に地方公務員共済年金制度が創設されましたが、それより前の公務員期間がある方については、恩給等期間に係る計算の関係で遺族共済年金として決定されます。

②中高齢寡婦加算額・経過的寡婦加算額

次のいずれかの場合に、妻が65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

- ・夫の死亡時に、妻が40歳以上であるとき
- ・40歳になった当時に遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、遺族基礎年金を受給できなくなったとき



- ・受給資格④の場合は、組合員期間と他の被用者年金期間の合計が20年以上あることが必要です。
- ・複数の種別の被用者年金加入期間を持つ場合は、加入期間の一番長い遺族厚生年金に加算されます。
- ・遺族基礎年金（国民年金）が受給できるときは支給停止になります。

また、65歳以上の妻（ただし昭和31年4月1日以前生まれの場合）は、経過的寡婦加算額が加算されます。

③遺族共済年金（経過的職域）

平成27年9月までの組合員期間に応じた額が支給されます。

受給資格①②③に該当し、遺族厚生年金を他の実施機関がまとめて支給する場合でも、要件により公務員期間分の遺族共済年金（経過的職域）を当共済組合で決定、支給する場合があります。

公務上の死亡により、公務遺族年金（年金払い退職給付）を受給する場合は、遺族共済年金（経過的職域）は支給されません。

④公務遺族年金（年金払い退職給付）

死亡の原因が公務によるもの（通勤災害を除く）で、傷病の初診日が平成27年10月以降の場合に、公務遺族年金（年金払い退職給付）が支給されます。

遺族給付の支給停止

遺族厚生年金の受給権者の方が、次のいずれかに該当する場合は、支給停止となります。

①父母または祖父母の場合

60歳に達するまで停止となります。

②配偶者と子の場合

子に対する支給が停止となります。

☞ 子に対する遺族厚生年金は、配偶者に遺族厚生年金の受給権がある間、支給停止されます。

③夫の場合

原則として60歳に達するまで停止となります。

☞ 子がいて、夫に遺族基礎年金の受給権がある場合は支給停止になりません。(上記②に該当)

④地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金等を受けることになった場合

遺族共済年金（経過的職域）のみ停止となります。

☞ 遺族厚生年金、公務遺族年金（年金払い退職給付）は支給されます。

⑤老齢厚生年金等の受給権を持つ場合（65歳以上）

65歳以上の遺族厚生年金受給権者で、自分自身の被用者年金（老齢厚生年金・退職共済年金）の受給権を有している場合は、原則として、まず自身の老齢厚生年金等を受給し、遺族厚生年金の額がその額を上回る場合に、その差額を遺族厚生年金として受給することになります。



⑥その他の停止

併給調整、給付制限による停止は老齢給付の場合と同じです。(P23参照)

ただし、遺族給付の給付制限は禁錮（※）以上の刑に処せられた場合のみです。

※ 令和7年6月からは拘禁刑となります。

遺族給付の失権

遺族厚生年金の受給権者の方が、次のいずれかに該当したときは、その権利を失います。

- ①死亡したとき
- ②婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上の婚姻関係になったときを含む。）
- ③直系血族または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係にある者を含む。）となったとき
- ④死亡した組合員または受給権者との親族関係が養子縁組の解消によって終了したとき
- ⑤子または孫が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子または孫については20歳に達したとき）
- ⑥18歳以上で障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子または孫について、障害の状態でなくなったとき
- ⑦夫の死亡時に、妻が30歳未満でかつ遺族に該当する子がいなかった場合で、夫の死亡から5年を経過したとき
- ⑧夫の死亡時に、遺族に該当する子がいたが、妻が30歳に達する前に遺族に該当する子がいなくなったときは、その日から5年を経過したとき

こんなときには手続きを

手続き一覧

各種年金共通の手続き

老齢給付に関する手続き

障害給付に関する手続き

遺族給付に関する手続き

届出等が遅れると、年金が過払いとなる
ことがあります。

過払いとなった年金は、さかのぼって
返還していただくことになりますので、
できるだけ早く手続きをお願いします。

手続き一覧

次のときには、ご連絡・お手続きを！（１）

	内 容	ページ	届出等の 必要性	ワンストップ サービス対象
各種年金共通	住所、電話番号を変更したとき	38	△	－
	住民票と異なる場所に書類の送付を希望するとき	38	○	厚生・共済 OSS
	振込先金融機関を変更するとき	38	○	厚生 OSS
	氏名が変更になったとき	39	○	厚生・共済 OSS
	年金証書を紛失・汚損したとき	39	○	厚生 OSS
	2つ以上の年金があり、選択を変えたいとき	40	○	厚生・共済 OSS
	亡くなられたとき	40	○	厚生・共済 OSS
	所在不明になったとき	42	○	厚生 OSS
	法定後見人がついたとき／法定後見人の届出内容に変更があったとき	42	○	厚生 OSS
	給付制限に該当する事由が発生したとき	43	○	－
	老齢、障害給付の受給権者が公務員等に再就職したとき	43	○	－
	海外居住するとき、海外居住で引っ越したとき、帰国したとき	43	○	－

ワンストップサービスとは？

被用者年金制度の一元化に伴い、これまで厚生年金については年金事務所、共済年金については共済組合の窓口等で別々に行っていた年金に関する事務手続きを、ご自身が希望するいずれかの窓口等で手続きを行うことで、年金事務所にも共済組合にも手続きを行うことができるというサービスです。



ワンストップサービスの対象となるのは、一元化後に受給権が発生した厚生年金となります。一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金については、これまでどおり共済組合と年金事務所に各々届け出ていただくことになります。ただし例外もあります。（上記表参照）



届出等が遅れると、年金が過払いとなる場合があります。
過払いとなった年金は、さかのぼって返還していただくこととなりますので、できるだけ早く手続きをお願いします。

次のときには、ご連絡・お手続きを！（２）

	内 容	ページ	届出等の 必要性	ワンストップ サービス対象
各種 年金 共通	加給年金額の終了・停止 (加給年金額対象者が死亡、離婚、 他の年金を受給することとなった等)	44	○	
老 齢 給 付	受給権発生後に退職するとき (再任用フルタイム終了、医師退職等)	46	○	—
	就労したとき・やめたとき	48	—	—
	65歳になるとき	49	○	—
	議員になったとき・やめたとき	50	○	
	失業給付を受けるとき	50	○	
	老齢給付を受給されている65歳ま での方が障害の状態になったとき	51	○	
障 害 給 付	障害等級1、2級かつ加給対象者に 該当する配偶者や子を有したとき	52	○	—
	障害が重くなったとき	52	○	—
	定期的な再審査	53	診断書等 の提出あり	—
	都や区を退職（再任用フルタイ ムを終了）するとき	53	○	—
遺 族 給 付	受け取る権利がなくなったとき	54	○	

表中、および次ページ以降、各手続きのワンストップサービス対象有無について以下のマークを使っています。



一元化後に発生した厚生年金についての手続きが対象です。



一元化後に発生した厚生年金についての手続きと、一元化前に発生した共済年金についての手続きが対象です。

※OSSは「ワンストップサービス（One Stop Service）」の略です。



ワンストップサービス対象の手続きでも、公務員共済以外の公的年金制度に加入したことがない方などは窓口が都共済組合になる等、ワンストップサービスの対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

各種年金共通の手続き

住所を変更したとき

 **届出不要**（住民票の転入届をした場合のみ）

ただし、電話番号が変わった場合や、外国に居住するとき、外国で転居したとき又は外国に居住していた方が日本に居住地を戻した場合は、必ず共済組合までご連絡ください。

書類の送付先を変更するとき

住民票と異なる場所に書類の送付を希望する場合、届出が必要です。

入院・施設入所等で都共済組合からの通知を受け取ることができない場合、代わりに受け取れる送付先（ご親族住所等）を登録することができます。

厚生・共済
OSS

 **提出書類** 年金受給権者住所変更届

届出用紙はこちらから

 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
 共済ホームページからダウンロード

振込先金融機関を変更するとき

 **提出書類** 年金受給権者受取機関変更届

共済年金のみの場合：年金受給権者受取機関変更届（都共済用）

届出用紙はこちらから

 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
 共済ホームページからダウンロード

厚生
OSS

■ 添付書類

- ・通帳の写し（「年金受給権者受取機関変更届」に金融機関の証明を受けた場合は不要）ただし、「公金受取口座」として登録済の場合は届出不要です。



振込先金融機関の変更には時間を要します。振込先の変更が完了するまでは、従来の振込先を解約しないようお願いします。

氏名が変更になったとき

■ 提出書類 年金受給権者氏名変更届



届出用紙はこちらから

- ☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
- 💻 共済ホームページからダウンロード

■ 添付書類

- ・年金証書
- ・区市町村長の証明書または戸籍抄本

年金証書等を紛失・汚損したとき

年金証書等を失くしたり汚したりした場合は、申請により再交付します。



■ 提出書類

年金証書 年金額・支給額変更通知書 振込通知書 再交付申請書（共済年金の場合：年金証書再交付申請書）

届出用紙はこちらから

- ☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
- 💻 共済ホームページからダウンロード

■ 添付書類

- ・年金証書、年金額・支給額変更通知書（汚損等でお手元にある場合）

年金の選択を変えたいとき

老齢給付と障害給付、老齢給付と遺族給付など2つ以上の年金を受ける権利がある場合、原則としてどちらか一方の年金を選択し、もう一方は支給停止となります。(併給調整)

厚生・共済
OSS

支給を受ける年金を変更したい場合、下記の届出を提出することにより、将来に向かって選択を変更することができます。

提出書類 年金受給選択申出書

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡 (お手元に届くのは1週間ほど)

亡くなられたとき

①死亡の連絡

年金を受給されている方が亡くなれると、年金を受ける権利がなくなります。速やかにご連絡をお願いします。

電話をいただいた際、状況を確認させていただき、以下の手続きに必要な書類をお送りします。

②死亡の届出、亡くなられた方の未支給年金の請求

死亡の届出と、亡くなられた方の年金でまだ支給されていない分(未支給年金)の請求については、同一の届出用紙による手続きとなります。

厚生・共済
OSS

提出書類

未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届(報告書)

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡 (お手元に届くのは1週間ほど)
または
📄 共済ホームページからダウンロード

📁 添付書類

- ・年金証書
- ・亡くなられたことを確認できる書類（住民票除票、戸籍の謄本または抄本、など）
- ・その他必要書類

※未支給年金の有無などにより必要となる書類が変わります。死亡の届出の場合、受給者が死亡した翌日以降に支払われた年金は返還となります。届出用紙の説明書きをご確認の上添付書類を用意してください



未支給年金を受け取ることができる方

死亡した受給者と生計を同じくしていた（１）夫・妻、（２）子（P12の年齢要件なし）、（３）父母、（４）孫、（５）祖父母、（６）兄弟姉妹、（７）その他３親等内の親族で、最も順位が高い方が受給できます。（順位はカッコ内の番号）

③遺族給付（遺族厚生年金）の請求

🏠 遺族の要件は、P31参照

※H27.10.1以降に亡くなられた遺族給付の請求はOSS対象

📁 提出書類

年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）

（※平成27年9月30日までに亡くなられた方の場合には別様式）

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

📁 添付書類

戸籍謄本、請求者の世帯全員の住民票、死亡された方の住民票除票、課税証明書、死亡診断書など（送付時の案内をご確認ください。）



②③の届出、請求は、同時に行うことができます。その場合、同じ添付書類（戸籍謄本など）は、複数ご用意いただかなくても、1部ずつあればすべてのお手続きができます。

所在不明になったとき

年金を受給されている方が所在不明となって
1か月以上経った場合、届出をお願いします。



提出書類 年金受給権者所在不明届

(共済年金の場合：年金受給権者所在不明届（都共済用））

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
💻 共済ホームページからダウンロード

添付書類

- ・年金証書

法定後見人関係の手続き

法定後見人がついたり、法定後見人の届出内容
に変更があった場合は、以下の届出が必要です。



厚生年金の場合

提出書類 年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・ 口座名義変更申出書

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
💻 共済ホームページからダウンロード

添付書類

- ・登記事項証明書または審判書の謄本（コピー可）※
※ワンストップサービスにより日本年金機構等の年金
（国民年金など）についても変更する場合、次のいず
れかを添付してください。
 - ・登記事項証明書（原本）
 - ・審判書の謄本（コピー可）と審判確定証明書（原本）
- ・弁護士証等の写し（登記事項証明書または審判書に送
付先とする住所の記載がない場合）

共済年金の場合

提出書類 法定後見人届出書

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

添付書類

- ・登記事項証明書または審判書の謄本（コピー可）
- ・弁護士証等の写し（登記事項証明書または審判書に送付先とする住所の記載がない場合）

給付制限に該当する事由が発生したとき

組合員又は年金受給権者が、禁錮（※）以上の刑に処せられた場合、停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、職域年金相当部分もしくは年金払い退職給付の一部もしくは全額が一定期間停止することがあります。該当になった場合は、都共済までご連絡ください。

※ 令和7年6月からは拘禁刑となります。

公務員等に再就職したとき

〔老齢給付、障害給付〕

都共済組合員に加入し、共済組合の長期給付が適用される組合員になった場合、年金は在職一部（もしくは全部）停止になります。また、他共済組合への転出の場合、都共済組合の年金は失権となり、今後は転出先の共済組合からの支給となります。再就職の際は速やかに都共済組合にご連絡をお願いします。

海外居住するとき

海外居住するとき、海外居住で引っ越したとき、または帰国した時は、以下の届出が必要です。

提出書類 年金受給権者異動報告書（外国居住者用）・住所変更報告書（都共済組合様式）

届出用紙はこちらから

 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

添付書類

- ・パスポート、居住契約など出国日が確認できるものの写し
- ・在留証明書（外国籍の方は住民票に代わる住所を証する書類）

※ワンストップサービスの対象外のため、実施機関それぞれに届出が必要となります。

加給年金額の終了・停止

[老齢給付、障害給付]

加給年金額の対象となる配偶者や子が亡くなられた、配偶者が一定の条件の年金を受け取るようになったなどの場合、加給年金額は終了または停止となります。

次のような場合は、届出が必要です。

届出が遅くなると、過払いが発生し、後日返還していただくことになりますので、お早めに手続きをお願いします。

加給年金額の終了の手続きが必要になる場合



- ・亡くなられたとき
- ・離婚したとき
- ・養子縁組していた子と離縁したとき
- ・18歳の年度末以降、障害の状態である子の障害状態が回復したとき
- ・年金を受けている方によって、生計が維持されなくなったとき
- ・子が結婚したり、養子縁組したとき

など

提出書類 加算額・加給年金額対象者不該当届

届出用紙はこちらから

-  都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
-  共済ホームページからダウンロード

 共済年金の場合、添付書類が必要となってくる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

加給年金額の停止の手続きが必要になる場合



- ・配偶者が障害を事由とした年金を受けられるようになったとき
- ・被用者年金加入期間の合計が20年以上（20年以上とみなされるものを含む）ある老齢厚生年金等の受給権を配偶者が有することとなったとき（配偶者の受給開始年齢を繰上げた場合も加給年金額は支給停止となります。）

手続きについて

提出書類

老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届

届出用紙はこちらから

-  都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

次の場合は届出不要です

- ・配偶者が65歳になったとき
- ・子が18歳の年度末を経過したとき
- ・障害の状態である子が20歳になったとき

 年齢到達の場合は、加給年金額の終了が自動的に行われます。

老齢給付に関する手続き

受給権発生後に退職するとき

再任用フルタイムや医師など、年金受給権発生後も引き続き共済組合員の方が退職された場合、年金受給権発生時から退職までの期間を加算して年金額が改定されます。これを退職改定といいます。

老齢厚生年金の退職改定

老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域）の改定を行います。

★昭和57年4月採用、令和6年12月に受給権発生、令和8年3月末退職の場合

時期	年金の種類	区分	期間数	期間
受給権発生時	老齢厚生年金	新規決定	42年 8か月	昭和57年4月から 令和6年11月まで
	退職共済年金 (経過的職域)		33年 6か月	昭和57年4月から 平成27年9月まで
退職時	老齢厚生年金	改定	44年 0か月	昭和57年4月から 令和8年3月まで
	退職共済年金 (経過的職域)		33年 6か月	昭和57年4月から 平成27年9月まで

退職共済年金、退職共済年金（経過的職域）については、一元化前の平成27年9月までの期間での算定となります。平成27年10月以降の期間の3階部分については、65歳以降、退職した翌月から退職年金（年金払い退職給付）が支給されます。

年金改定の手続き

老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域）の受給権者の退職改定は、所属機関（局・区の年金担当部署）から退職を証する履歴書の提出を受けて、職権にて行われます。

この手続きは、資格喪失処理が済んでから行う必要があるため、時間がかかることがあります。



年金改定の時期について

年金改定の時期は、3月末退職の場合、通常6月末以降（7月臨時支給以降）となります。それまで改定後の年金の支給はありません。また、退職後、再就職（他の厚生年金に加入）された場合、所得により年金が支給停止になることがあります。再就職先での手続状況等により、所得情報のデータが取り込まれず、年金が過払いになることがあります。その場合、後日ご返納いただくこととなります。

組合員資格喪失の手続き

◎所属所（部、事業所等）を通じて行います

提出書類 資格喪失届

届出用紙はこちらから



所属所（部、事業所等）

障害給付の受給権もある方について

障害給付の受給権もある65歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）受給者は、厚生年金に加入していない場合、老齢厚生年金（退職共済年金）に障害者特例が適用されます。（P16）

在職中に、老齢厚生年金（退職共済年金）の新規決定をした場合、障害者特例は適用されませんが、退職をして再就職（他の厚生年金に加入）をしない場合に、障害者特例の適用を受けるためには、手続きが必要となります。

📄 手続きはP51

就労したとき・やめたとき

老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者が、民間企業等に再就職し厚生年金の被保険者となった場合は、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（P19「在職老齢年金」参照）

また、民間企業等を退職して厚生年金を脱退された場合は、支給停止が解除されます。

 **届出不要**（P43公務員再就職を除く。）

各実施機関よりデータが送付されると、自動的に支給停止、停止解除が行われます。



各実施機関からのデータ送付が年金支給後となることがあります。その場合は、あとからさかのぼって支給停止、停止解除が行われます。

障害給付の受給権もある方が民間企業等を退職された場合

障害給付の受給権もある65歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）受給者は、厚生年金に加入していない場合、老齢厚生年金（退職共済年金）に障害者特例が適用されます。（P17）

民間企業等を退職されて、障害者特例の適用を受ける場合、手続きが必要となります。

 手続きはP51

65歳になるとき

65歳になる3か月前に、次の書類をご自宅に郵送しますので、手続きをお願いします。

老齢厚生年金請求書（65歳時用）

64歳までの特別支給の老齢厚生年金（別個の給付による退職共済年金）から、65歳以降の本来支給の老齢厚生年金になる際に必要です。

また、被用者年金期間が20年以上あり（他の老齢厚生年金に加算される場合を除く）、加給年金額対象者（P17）がいる場合は、こちらの請求書で手続きをお願いします。

なお、特別支給の老齢厚生年金の請求時に手続きをされた方にも、確認等のため、書類等の提出をお願いすることがあります。

退職年金決定請求書 [退職等年金給付用]

※65歳を過ぎてからお送りします。

平成27年10月以降に公務員として引き続く1年以上の在職期間がある方に送付します。

なお、公務員（長期組合員）在職期間中は支給されません（再任用短時間勤務の場合は支給されます）。退職後に書類を郵送しますので、その時に手続きをお願いします。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） [老齢基礎年金請求用]

公務員共済以外の公的年金に加入したことがない方にのみ、国の代行業務として都共済組合より老齢基礎年金受給のための年金請求書をお送りします。

年金受給選択申出書

65歳になるとき、障害年金を受給している場合は、原則としてどちらか一方の年金を選択し、もう一方は支給停止となります。（P40）

議員になったとき・やめたとき

提出書類

国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届

厚生・共済
OSS

（所属事務局の証明が必要となる場合があります。）

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
💻 共済ホームページからダウンロード

失業給付を受けるとき

65歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けるときの手続きをしたとき、老齢厚生年金（退職共済年金）は支給停止になります。（P22参照）届出が遅くなると過払いが発生することがありますのでお早めに手続きをお願いします。

厚生
OSS

提出書類 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届

（共済年金の場合：失業給付受給による退職共済年金支給停止該当届）

届出用紙はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
💻 共済ホームページからダウンロード

添付書類

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・雇用保険受給資格通知の写し（ハローワークにマイナンバーカードを提示した場合）



高年齢雇用継続給付を受けられるようになった場合も、同様の手続きが必要です。

障害の状態になったとき

65歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、障害者特例に該当する状態（P17）になったとき、障害者特例の請求をすることができます。



障害者特例の適用が受けられるのは、請求のあった翌月分からとなります。（ただし、障害給付の受給権のある方は例外があります。）

提出書類

老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額請求書

請求書はこちらから

☎ 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

添付書類

- ・ 診断書等（すでに障害給付の受給権のある方は不要）
- ・ 加給年金額対象者がいる場合の必要書類 など

※詳しくは請求書の注意事項をご確認ください

障害給付に関する手続き

障害等級 1、2 級かつ加給対象者に 該当する配偶者や子を有したとき

障害等級 1、2 級の方が、新たに加給年金額対象者（P17）に該当する配偶者や子を有したとき（収入の減少等により、新たに該当するときを含む。）には、障害給付に加給年金額を加算できます。

状況をお伺いした上で、必要書類をお送りしますので、まず、都共済組合にご連絡ください。

障害が重くなったとき

障害厚生年金（障害共済年金）を受給されている方の障害の程度が重くなった場合は、改定請求書等を提出する（※）ことにより再審査を受けることができます。

※ただし、障害等級が3級の受給者（一度も1級または2級になったことのない方）で、65歳以上の方または老齢基礎年金の繰上げ受給をしている場合は、請求することができません。

提出書類

①障害給付額改定請求書

（共済年金の場合：障害共済年金決定・改定請求書）

②老齢・障害給付受給権者支給停止 事由消滅届（注）

（注）障害厚生年金の支給を停止されている方が再び同年金を受けられる程度になった場合

請求書はこちらから

 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）

添付書類

・診断書など



障害の改定は、前回の審査から1年を経過しないと請求することができません。ただし、一部の障害においては、1年を経過しなくても請求することができます。（障害の程度が明らかに増進した場合は例外あり）詳しくはお問い合わせください。

定期的な再審査

障害厚生年金（障害共済年金）を受給されている方は、原則、定期的に障害状態の再審査が必要です。

再審査の時期の3か月前に、都共済組合より書類提出の依頼をお送りしますので、必ず期限までに、診断書等の必要書類の提出をお願いします。

都や区を退職（再任用フルタイムを終了）するとき

在職中に障害厚生年金（障害共済年金）を受給されている方は、障害共済年金（経過的職域）または障害共済年金の職域部分が支給停止となっています。都・区等（長期給付組合員）を退職（再任用フルタイムを終了）すると、支給停止が解除されますが、そのためには手続きが必要です。

提出書類 障害（共済）年金停止解除申請書



退職（再任用フルタイムを終了）される1～2か月前に都共済組合に連絡をお願いします。在職中に手続きを始めることができ、スムーズに手続きや停止解除をすることができます。

遺族給付に関する手続き

受け取る権利がなくなったとき

次に該当された場合は、遺族給付を受給する権利がなくなりますので、速やかに届出をお願いします。



亡くなられたとき

手続きは、P40「亡くなられたとき」に従ってお願いします。

次の場合

- ・結婚したとき
- ・事実上の婚姻関係になったとき（事実婚）
- ・直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき
- ・離縁したとき
- ・障害の状態でなくなったとき（18歳以上の障害の状態にある子・孫） など

提出書類 遺族年金失権届

（共済年金の場合：年金受給権消滅届書）

届出用紙はこちらから

 都共済組合に連絡（お手元に届くのは1週間ほど）
または
 共済ホームページからダウンロード

添付書類

- ・年金証書 ・戸籍謄本
- ・事実婚の場合は、住民票等事実婚日を証明する書類

次の場合、受け取る権利はなくなりますが、届出不要です。

- ・子・孫が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ・障害の状態にある子・孫が20歳になったとき
- ・夫が亡くなった時に30歳未満の子がいない妻が、夫の死亡時から5年を経過したとき

ご案内

税金・国民年金などのご案内
年金相談
都共済ホームページのご案内

税金・国民年金などのご案内

年金から控除される税金等

所得税

老齢給付は、所得税法上「雑所得」とされており、課税対象となります。そのため、年金の支払いの際に所得税が源泉徴収されます。

▶課税対象となる年金額

65歳未満の場合		108万円以上
65歳以上の場合	老齢厚生年金・退職共済年金	80万円以上
	上記以外	158万円以上

▶公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

老齢給付から源泉徴収される所得税の額は、受給者の方から提出していただく「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された扶養親族などの人的控除等をもとに計算します。

この「扶養親族等申告書」は、毎年10月頃に翌年分をお送りしますので、申告される方は提出期限までに必ず提出してください。（障害給付・遺族給付を除く。）



扶養している方がいない場合でも、ご本人の障害者控除、寡婦・ひとり親控除を受けるためには提出が必要です。ご本人の基礎控除は、提出しない方にも適用されます。

▶所得税の確定申告

雑所得である老齢給付には年末調整の制度がないため、生命保険料控除や医療費控除を受けるためには、住所地を所轄する税務署に確定申告をする必要があります。

また、都・区に再任用・再雇用で勤務している方、民間会社等に再就職している方など、年金の他に給与所得がある場合なども所得税を精算するため、確定申告が必要です。

確定申告をするために必要となる老齢厚生年金・退職共済年金の「源泉徴収票」は、翌年の1月中旬頃に郵送いたします。



障害給付や遺族給付は、非課税所得とされており、所得税は徴収されません。従って、源泉徴収票は発行されません。

住民税・介護保険料・国民健康保険料（65歳以上75歳未満）・後期高齢者医療保険料（75歳以上）の控除

原則、老齢基礎年金から控除されます。老齢基礎年金を受給していない方や額の少ない方については、共済組合から支給する年金から控除する場合があります。

これらの控除は、年金受給者の方がお住まいの区市町村からの依頼で行います。詳細につきましては、区市町村にお問い合わせください。

現況届について

受給者の生存などの確認は、住民基本台帳ネットワークにより行っておりますが、確認できない内容については、現況届により確認を行っています。

年1回、対象者に当共済組合より現況届の用紙を送付しますので、ご提出をお願いします。

対象者

- ・加給年金額対象者のいる受給者
- ・遺族認定者のいる遺族厚生年金（遺族共済年金）受給者
- ・外国居住の受給者
- ・個人番号不明の受給者



現況届を提出されないと、年金の支給が一時止まります。必ず期日までにご提出をお願いします。

国民年金について

国民年金は、全ての国民に共通する「基礎年金」を国が支給する制度です。日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は全て加入することになっています。

国民年金は、基本的に日本年金機構（年金事務所）が手続き先となり年金を決定しますが、公務員共済以外の公的年金及び国民年金に加入したことがない方については都共済組合が代行業務を行っています。

老齢基礎年金（※）

受給の要件	65歳を迎えたとき
年金額 令和7年度	831,700【829,300】 ※保険料納付済期間が480月（40年）の場合
手続き先	▶公務員共済以外の公的年金に加入したことがない方 ・都共済組合が日本年金機構に代わって請求書の受付を行います。（P49） ▶公務員共済以外の公的年金に加入したことがある方 ・手続き先は年金事務所となります。

障害基礎年金（※）

受給の要件	障害等級が1級または2級の状態にあるとき
年金額 令和7年度	▶1級 1,039,625【1,036,625】 ▶2級 831,700【829,300】 ・障害基礎年金の受給者により生計を維持されている子（P12）があるときは、一定額が加算されます。
手続き先	都共済組合で障害厚生年金（障害共済年金）1級または2級に認定された方は、都共済組合が窓口となります。

遺族基礎年金（※）

受給の要件	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したときに、次に該当する方が受給できます。 ▶子（P12）のある配偶者 ▶子（P12）
年金額 令和7年度	▶子のある配偶者 ・子1人の場合 1,071,000円【1,068,600】 ・子2人の場合 1,310,000円【1,307,900】 ▶子 ・子1人の場合 831,700円 ・子2人の場合 1,071,000円 ・子が3人以上のときは、1人につき79,800円加算
手続き先	遺族厚生年金の手続き先と同様となります。

※令和5年度は、新規裁定者（67歳以下）の方と、既裁定者（68歳以上）の方の改定率が異なっておりました。その影響で今年度は、69歳以下（S31.4.2以降生まれ）の方と70歳以上（S31.4.1以前生まれ）の方で年金額が異なっています。70歳以上の方の年金額は【】内の金額になります。



[illegible][illegible]

窓口のご利用は、予約制

相談日・時間・場所

※ご予約がない場合、お待ちいただくことがあります。



- 所在地
東京都庁第一本庁舎北塔 39 階
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 最寄駅
・JR 新宿駅西口 徒歩約 10 分
・都営地下鉄大江戸線 都庁前駅
・新宿駅西口（地下バスのりば）から都営バス又は京王バス（都庁循環）「都庁第一本庁舎」下車
- 都庁舎入庁案内
都庁舎へ入庁いただく際、セキュリティ確保の観点から来庁者受付が必要となっています。
来庁者受付は、<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/visitor.html> にてご確認ください。

都共済ホームページのご案内

東京都職員共済組合のホームページでは、年金についての説明や各種様式、「ねんきんだより」バックナンバーなどを掲載しています。



URL <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

年金に関するお問い合わせについて

共済組合年金課にお問い合わせ等をする場合は、裏面に記載の電話もしくは年金課メールアドレスをお願いします。

なお、以下の時期・時間帯は、電話が混雑しつながりにくいことがございます。つながりにくい場合は、年金課メールアドレスを活用くださいますようお願いいたします。

- ・月曜日など休日明けの午前中、平日の12時から13時まで
- ・年金支給日の前後（偶数月の9日～16日頃）
- ・「年金支払通知書」等の通知書を発送する時期（毎年6月上旬から中旬）
- ・「公的年金等の扶養親族等申告書」手続期間中（毎年9月下旬から10月下旬）
- ・「公的年金等の源泉徴収票」の発送から確定申告時期（毎年1月中旬～3月中旬）



東京都職員共済組合の年金に関する お問い合わせやご連絡はこちらへ

東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課

☎0570-03-4165

【ナビダイヤル】

受付時間 平日8時30分から17時30分まで

年金課メールアドレス

S9000063 @ section.metro.tokyo.jp

お問い合わせの際は、年金証書記号番号をご用意ください。

年金証書記号番号 ※控えておくとう便利です

8	5	9	6	—								
0	0											

年金のしおり

令和7年3月発行 登録番号 (6)7

R270

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。